

湖北圏域病院運営検討会議経営面にかかる検討部会

報告書

(第1回から第3回までの議論の取りまとめ)

令和6年(2024年)6月20日

1. はじめに

将来的な「人口減少」や「少子高齢化」、令和6年(2024年)4月から始まった「医師の働き方改革」など、社会の情勢が変化する中、湖北保健医療圏域(以下、「湖北圏域」という。)においても、多様化する医療需要に対応しながら、将来にわたり質の高い医療を継続して提供するため、湖北圏域内の病院における医療提供体制の再構築を図る必要がある。

経営面にかかる検討部会(以下「本部会」という。)は、長浜市病院再編方針(令和5年(2023年)9月4日発表。以下、「病院再編方針」という。)の実現のために必要となる経営面にかかる検討を行うため、湖北圏域病院運営検討会議(以下「検討会義」という。)設置要綱第5条第1項の規定により設置され、以下2項目の所掌事務について協議、検討を行った。(図 1-1)

- (1)「診療科再編」を早急に進めるための経営面の課題と論点の整理及び長浜市と日本赤十字社による指定管理者制度の導入に向けた課題と論点の検討
- (2)その他部会長が必要と認める事項

全3回にわたり開催した本部会における議論を、以下のとおり取りまとめる。

経営面にかかる検討部会設置要綱

令和6年4月 15 日
長浜市
日本赤十字社
滋賀県長浜保健所

(目的および設置)

第1条 この要綱は、湖北圏域病院運営検討会議(以下「病院運営検討会議」という。)設置要綱第5条第1項の規定に基づき、経営面にかかる検討部会(以下「部会」という。)を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 部会では以下の事項を所掌し、経過および結果を病院運営検討会議に報告する。

- (1)「診療科再編」を早急に進めるための経営面の課題と論点の整理及び長浜市と日本赤十字社による指定管理者制度の導入に向けた課題と論点の検討
- (2)その他部会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 部会の構成員は、別紙のとおりとする。

(会議)

第4条 部会は、必要に応じて適当と認める有識者等に会議への出席を求め、意見もしくは説明を聞き、または資料の提出を求めることができる。

2 部会の開催および会議資料は、原則として非公開とする。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、長浜市健康福祉部および日本赤十字社医療事業推進本部が共同で処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの他、部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

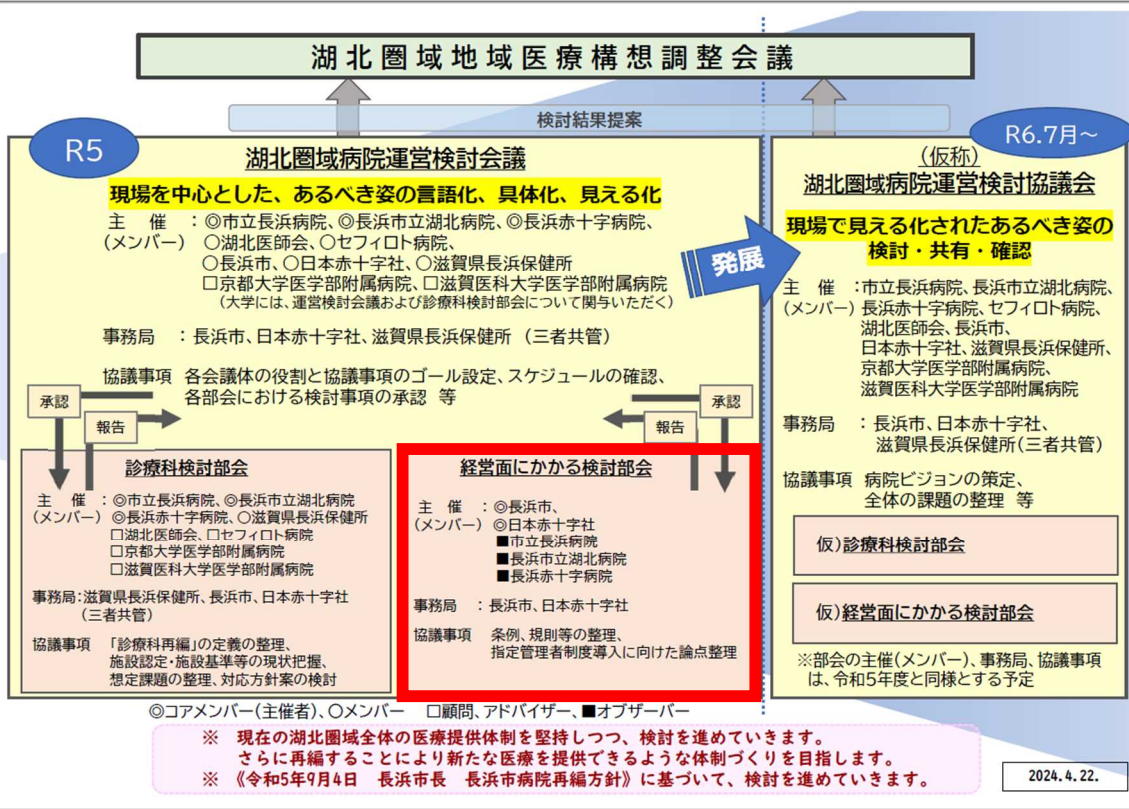
この要綱は、令和6年4月 15 日から施行する。

・図1-1 設置要綱(令和6年(2024年)4月15日第1回本部会資料)

経営面にかかる検討部会員名簿	
氏名(敬称略)	役職
松宮 喜明	長浜市健康福祉担当部長
中川 貴博	長浜市健康福祉部管理監
且本 安彦	長浜市健康福祉部企画官
塩見 尚礼	日本赤十字社医療事業推進本部副本部長 兼 医療の質・研修部長 兼 長浜赤十字病院副院長
菅 裕明	日本赤十字社医療事業推進本部経営企画部次長
永福 勝之	日本赤十字社医療事業推進本部アドバイザー (長浜赤十字病院顧問)

オブザーバー	
氏名(敬称略)	所属
横田 留里	長浜市健康福祉担当部長
中島 保和	長浜市健康福祉部管理監

・図 1-2 部会員名簿(令和6年(2024年)4月15日第1回本部会資料)



・図 1-3 検討会議組織図(令和6年(2024年)4月22日第2回診療科検討部会資料)

2. 検討の経緯

(1) 地域医療構想

令和7年(2025年)には団塊の世代がすべて75歳以上となるなど、全国的に少子高齢化は進んでいるが、高齢化のピークや医療需要のピークを迎える時期などは地域によって大きく異なる。そのため、今後の人口減少、高齢化に伴う医療需要の質・量の変化や労働力人口の減少を見据え、地域にふさわしいバランスの取れた医療機能の分化と連携を推進することを目的に、地域における令和7年(2025年)の医療需要と病床の必要量について、医療機能(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)ごとに推計した「地域医療構想」が策定された。これにより、患者が状態に見合った病床で、その状態にふさわしいより良質な医療サービスを受けることができることにつながる。

滋賀県においては、平成28年(2016年)に「滋賀県地域医療構想」を策定し、各構想区域の現状と課題を分析している。平成27年(2015年)の病床機能報告によると、湖北区域の医療機能は令和7年(2025年)の病床の必要量と比較し、高度急性期、急性期は過剰であり、回復期は不足するとされている。また、急性期医療が区域内で完結しているのに対して、慢性期については、区域内完結率が著しく低いこと、療養病床の利用率が全国平均、滋賀県平均と比較してはるかに低いこと、療養病床の入院受療率が全国中央値である滋賀県と比較し半分程度であることなど、大きな課題があり、身近な地域で完結する医療提供体制の構築が望まれている。

(2) 湖北圏域地域医療構想調整会議における病院再編の合意

湖北圏域には、市立長浜病院、長浜市立湖北病院、長浜赤十字病院およびセフィロト病院の4病院が所在しており、これまで、それぞれが持つ機能を活かしながら充実した医療を提供してきた。しかし、前述のような将来的な課題を解決するため、湖北圏域地域医療構想調整会議において、湖北圏域の医療の中心を担う4病院長、湖北医師会長、湖北歯科医師会長、湖北薬剤師会長、看護、介護、保険組合関係者、長浜市、米原市等が協議された。

そして、平成31年(2019年)3月に開催された同会議において、セフィロト病院を除く3つの病院を一体的に経営するという関係者の共通認識のもと、「高度急性期・急性期の患者を診る病院(A病院)」と「回復期・慢性期(・急性期)の患者を診る病院(B病院、C病院)」の機能別の病院に再編し、セフィロト病院を含む湖北圏域における病院機能の再編案が合意された。令和元年(2019年)8月に開

催された同会議では、令和7年(2025年)の病床の必要量を考慮したそれぞれの病院のおおよその病床数の案が示された。

また、翌年の令和2年(2020年)1月には、複数設置主体による再編統合を検討する事例など、重点支援区域として優先的に選定する再編統合事例に合致するものとして、湖北区域が厚生労働省から地域医療構想の実現に向けた重点支援区域に選定された。これにより、国による助言や集中的な支援を受け、協議が進められることとなったが、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大により協議の中断を余儀なくされた。

(3)「病院再編にかかる長浜市立2病院経営形態検討委員会」での協議

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大により協議の中断を余儀なくされたところであったが、令和4年(2022年)6月に市立長浜病院および長浜赤十字病院の医師の人事交流先である京都大学、滋賀医科大学から長浜市長あてに要望書が提出された。内容は「医師の働き方改革に対応するため、地域医療構想の実現に向けた病院再編を早急に進めてもらいたい」というものであった。これにより、令和4年(2022年)11月に今後の市立長浜病院および長浜市立湖北病院が担うべき役割ならびに経営形態を検討するため、長浜市は有識者や関係者などから幅広く意見または助言を求めることを目的に「病院再編にかかる長浜市立2病院経営形態検討委員会(以下、「検討委員会」という。)」を開催し、検討が再開された。

全5回開催された検討委員会では、「選択可能な経営形態について議論を進めてきたが、医療提供体制の再編にかかる前提条件が定まっていない中では議論の集約には及ばず、様々な角度からの委員意見が併存することとなった。本検討委員会としては、いずれの経営形態が最善かということに関するとりまとめには至らなかった」とした報告書^{※1}が長浜市長あてに提出された。

(4)「病院再編方針」の表明

これまでの協議および湖北圏域が抱える課題解決のため、長浜市は令和5年(2023年)9月に病院再編方針^{※2}を表明した。病院再編方針では、市民の皆さんが健康で安心して暮らし続けられる未来のために、以下4つの方針で臨むこととされ、市立2病院を指定管理者制度により日本赤十字社が運営^{※3}することで市立2病院と長浜赤十字病院の経営一体化を進め、診療科の再編による医療機

※1 「病院再編にかかる長浜市立2病院経営形態検討委員会」<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000012232.html>

※2 https://www.city.nagahama.lg.jp/cmsfiles/contents/0000013/13267/01_saihenhoushin.pdf

※3 長浜病院・湖北病院は市立としたまま日本赤十字社が運営

能の強化、地域全体で必要な医療が提供される地域完結型の医療体制、経営の一体化による医師や医療従事者の不足の解消および収支の改善による持続可能な経営の実現を目指すこととなった。

- ① 病院の経営を一体化(医師が集まるマグネット病院群の創出)
- ② 指定管理者制度の導入
- ③ 高度医療を集約
- ④ 日本赤十字社との協議を推進

(5)「医師の働き方改革」の開始

令和6年(2024年)4月から始まった「医師の働き方改革」は、医師の長時間労働の是正により健康に働き続けることのできる環境を整備し、医師本人にとってはもとより、患者に対して提供される医療の質・安全を確保するとともに、持続可能な医療提供体制を維持することを目的とした法改正であり、原則、すべての医療機関の時間外・休日労働の上限が、年960時間までとなる。そのため、今までの長時間労働を前提とした勤務体制を改善する必要があり、各職種の専門性を活かしたタスクシフト、タスクシェアの推進と併せて、病院再編の実現による医療資源の効率的な配置が急務であり、一刻の猶予も許されない状況である。

(6)病院運営検討会議および部会の設置

病院再編方針により目指すべき方向性が決定したことから、指定管理者制度による病院再編の実現に向け、長浜市と日本赤十字社による具体的な協議を進めていくこととなった。また、より充実した地域医療提供体制を目指すため、滋賀県長浜保健所も加えた3者が中心となる会議組織として、病院運営検討会議および2つの部会を設置し、主たる医師の人事交流先である京都大学および滋賀医科大学(附属病院を含む。以下、「大学」という。)からもアドバイスをいただきながら協議を進展させることとなった。

3. 部会運営のあり方について

本部会は、親会議である湖北圏域病院運営検討会議において、到達目標を「指定管理者制度導入に向けた取組み方針案のとりまとめ」とし、具体的な作業として「条例、規則等の整理」及び「指定管理者制度導入に向けた論点整理」を行うこととされた。(図3)

他方、公立病院において指定管理者制度を導入しようとした場合、その旨を条例で定める必要があるが、現時点では長浜市病院事業において当該規定は定められていない。このため、長浜市病院再編方針を実現させるためには当該条例の改正を前提とした協議とせざるを得ない。また、本部会における協議は、市立2病院及び長浜赤十字病院で働いている職員の身分や処遇に影響を及ぼす内容や新たな設備投資にかかる費用負担、収益構造の変化に伴い発生する損失への対応等、非常にデリケートな内容に関する協議が必要となる。

以上のことから、第1回本部会(令和6年(2024年)4月15日開催)において、まずは本部会の運営のあり方について、部会員間で共通認識をもって進める必要性が言及された。

上記を受け、第2回本部会(令和6年(2024年)5月21日開催)においても引き続き協議され、以下、「経営面にかかる検討部会の運営について」が合意された。

■経営面にかかる検討部会の運営について

- (1)進捗状況^{※4}を市民に報告することを念頭に置いた部会運営とする。
- (2)「長浜市病院再編方針(令和5年(2023年)9月4日)」および「長浜市立2病院及び長浜赤十字病院の病院再編に向けた協議開始確認書(令和6年(2024年)1月5日)」の内容を考え方の基本とする。
- (3)診療科検討部会で定める「あるべき姿に向けた論点整理・課題整理」の内容と整合性を図る。

※4 本部会で定める協議項目単位における双方確認の有無をいう。

各会議体の到達目標

資料3

令和6年6月まで		
検討会議	目標	病院ビジョンを視野に入れた現状の洗い出し、あるべき姿の具体化、見える化
	作業	・各会議体の役割と協議事項のゴール設定 ・スケジュール感の確認 ・各部会における検討事項の承認 ・部会での協議をもとにした「あるべき姿の言語化、具体化、見える化」
診療科検討部会	目標	「診療科再編」の課題と対応方針案のとりまとめ
	作業	・「診療科再編」の定義の整理 ・施設認定、施設基準等の現状把握 ・「診療科再編」に伴う想定課題の整理（優先順位等含む） ・「診療科再編」の課題への対応方針案の検討
経営面にかかる検討部会	目標	指定管理者制度導入に向けた取組み方針案のとりまとめ
	作業	・条例、規則等の整理 ・指定管理者制度導入に向けた論点整理

・図3（令和6年(2024年)1月18日第1回湖北圏域病院運営検討会議資料）

4. 「指定管理者制度導入に向けた論点整理」について

前述のとおり、本部会の到達目標は親会議である湖北圏域病院運営検討会議において、「指定管理者制度導入に向けた取組み方針案のとりまとめ」とされ、具体的な作業の1つとして「指定管理者制度導入に向けた論点整理」が挙げられたところである。

指定管理者制度を導入にあたっては、「経営面の課題」と導入スケジュールや指定管理範囲、指定管理者の選定方法等、「導入に向けた手続き面の課題」の2つの視点から課題と論点の整理を行うため、第1回本部会において、本部会の設置要綱(図1-1)の所掌事務を、「経営面の課題と論点の整理」、「指定管理者制度導入に向けた課題と論点の検討」とし、協議を進めることとした。

第2回本部会では、当該2つの視点から想定される課題を、長浜市及び日本赤十字社双方から持ち寄り、今後の協議項目として設定した。(図4)

協議項目	協議内容
1. 職員の身分・待遇に関すること	両病院職員間給与、処遇、研修、出張、シフト、保育所、病院長人事等の制度について比較、調整すべき事項を確認する。 公益的法人等への職員の派遣等に関する事例を確認する。 条例、規則等の改正スケジュール見通しについて確認する。 市と日赤間で出向職員の処遇差等への対応を検討する。(例:出向協定書等の締結検討)
2. 診療科再編による収支への影響に関すること	用途変更等により返還しなければならない補助金など、資金面での不利益の有無を確認する。経営一体化によって、市、日赤のいずれかに損失が発生した場合について、損失の算定方法とその対応が必要であることを確認する。診療科再編により不要となる設備の有無や、それらに関して投資回収が難しいと考えられる場合の投資回収支援の考え方(補填等)が必要であることを確認する。「投資回収の困難性」の考え方について確認する。
3. 診療科再編に伴う建築整備費用に関すること	救急棟の新設など、診療科再編に必要とされる投資事項の整理と、資金分担を含めた対応方針やスケジュールを確認する。
4. 指定管理者の選定に関すること	日本赤十字社を指定管理者として指定する場合の方針を確認する。
5. 開始時期、指定管理期間、準備期間等のスケジュールに関すること	指定管理開始時期の確定、各病院の耐用年数の整理、職員の出向・転籍の意向確認について、スケジュールを確認する。
6. 指定管理に関わる財務に関すること	3病院の会計やその会計基準に関すること、再編に要する財源確保、指定管理料、交付金、指定管理者の負担金、指定管理導入時の決算処理等について確認する。
7. 指定管理の業務に関すること (指定管理基本協定書の項目)	介護老人保健施設、中之郷診療所、地域包括支援センター、0次健診、ヘルスケアセンター、訪問看護ステーション、院内学級、自主事業など、指定管理業務について確認する。
8. 再編に向けた適正な人員配置計画	人材の交流を含め、再編の最終像を見据えた人員配置の段階的な進め方 やスケジュール感について確認する。
9. 経営一体化による収益性・効率性に関すること	経営一体化により期待される収支改善等の見通しについて確認する。
10. 議会・地域住民への説明、理解醸成に関すること	全体的な取り組みを進めるにあたり、説明方針を確認する。 指定管理者制度開始に向けて逆算的にスケジュールを確認する。
11. 現場職員への説明に関すること	本件の取り組みに関する説明方針を確認する。

図 4 協議項目(令和6年(2024年)5月21日第2回本部会資料)

5.「指定管理者制度導入に向けた取組み方針案のとりまとめ」について

第2回本部会では、協議項目の設定(論点整理)とともに、本部会の到達目標である「取組み方針案の取りまとめ」のため、個々の協議項目の取組み方針についての議論を行った。

しかしながら、協議項目は多岐に渡り、また、当該項目の中で特に「カネ」に関する課題である「経営面の課題」を深掘りしていくには、最終的な病院再編像や AB 両病院^{※5} の病床数、収支シミュレーション等、協議の前提となる条件整理が必要であるとの認識に至った。

さらに、検討するための十分な時間を確保することが難しく、限られた時間の中では個々の取組み方針を深掘りする形ではなく、7月以降の新たな協議体制を見据えて、協議項目全体の協議方針を設定することとした。

■協議方針

長浜市病院再編方針を基本に、長浜市立2病院及び長浜赤十字病院の病院再編に向けた協議開始確認書の内容を確認しつつ、下記の通り協議を進める。

- (1)原則として、長浜市の求める条件^{※6} を基準に、日本赤十字社の制度に照らし、調整が必要な事項を確認する。
- (2)長浜市の制度、事業で承継する事項を確認する。
- (3)指定管理者制度移行後も現在のサービスを維持するとともに、過度な財政負担が生じないようにするために考慮すべきことを確認する。

その後、協議方針に基づき、まずは市立2病院及び長浜赤十字病院で働く職員の給与、身分等に関する協議項目について情報交換を行い、病院間の比較検討を開始した。

※5 高度急性期・急性期の患者を診る病院(A病院)と回復期・慢性期(・急性期)の患者を診る病院(B病院)

※6 長浜市病院再編方針4に掲げる基本的な考え方を指し、具体的には「長浜市病院再編送方針の決定に至る経緯 第5 病院再編案及び日本赤十字社と具体的交渉案」をいう。

【参考】 長浜市病院再編方針及び決定に至る経緯(抜粋)

長浜市病院再編方針(令和5年(2023年)9月4日) 抜粋

- 4 経営の一体化に向けて、本市の基本的な考え方を明確にし、日本赤十字社に提案し、具体的な協議を進めます。(別紙「経緯」第5、第6)

別紙 長浜市病院再編方針の決定に至る経緯(令和5(2023)年9月4日)

第5 病院再編案及び日本赤十字社と具体的交渉案

以上、第1から第4を踏まえて、長浜市としての病院再編案及び日本赤十字社との具体的交渉案(長浜市から日本赤十字社に提案していく内容)は以下のとおりです。

- 1 病院再編及び将来のマグネット病院群化のために、市立2病院を保有・経営する長浜市と、長浜赤十字病院を保有・経営する日本赤十字社は全面的に協力する。
- 2 病院再編のための病院機能については、A病院機能を大戌亥町(長浜病院)、B病院を宮前町(長浜赤十字病院)、C病院を木之本町黒田(湖北病院)にそれぞれ将来的に機能を集約する方向で、湖北圏域調整会議にお諮りする。なお、いずれの病院も存続を前提とする。
- 3 ABC病院は、同一の経営母体による経営とし、ABC病院のいずれも、持続的な経営を可能とするため、経営改善と経営努力が必要であり、その能力を有する公的病院の経営力を導入する。
- 4 AC病院は長浜市の施設を利用し、日本赤十字社の指定管理により運営する方向を目指す。
B病院は、日本赤十字社の施設を利用し、日本赤十字社の直営により運営する方向を目指していただく。
- 5 長浜市と日本赤十字社は、ABC病院の公共医療政策の展開及び経営・財政方針の確立などのための常設の協議体を設置する。
- 6 長浜市には、新たな部署である(仮称)「医務局」を設置し、医療スタッフと事務スタッフを配置する。新たな部署では、長浜市の公共医療政策の立案等に当たるほか、上記の協議体にも対応する。
- 7 派遣大学の了解を前提として、ABC病院の院長は、引き続き現職の就任をお願いし、新しい病院群の経営に従事していただく。
- 8 市立2病院で働く人たちの労働環境整備は、以下の点について進める。
 - (1)市立2病院の各職員(正規職員)は、指定管理開始時に、希望者は全員がA病院、B病院、C病院のいずれかで勤務できるものとする。
 - (2)市立2病院の各職員(正規職員)が、指定管理開始後に、日本赤十字社の俸給表(国家公務員に準拠している。)によって給料を支給される場合に、市立病院勤務時との給料の差額があるときは、支給開始年度も考慮しながら、その差額を一定年数支給できるよう努める。また、退職金の扱いについても、移籍による不利益が、できる限り生じないように考慮する。
 - (3)A病院、B病院、C病院の各職員(正規職員)は、本人の希望を聞き取りしたうえで、指定管理開始時、3病院の職員が配属上公平に扱われるものとする。
- 9 病院再編の準備のために、病院間で協議を行うべく、令和5年10月から協議を開始する。
- 10 日本赤十字社とは、指定管理者制度による運営委託の実施にむけて、以上の内容(1～9)の実現に向けて交渉するほか、以下の点もその実現を図るべく交渉する。
 - (1)指定管理期間は、30年から50年といった、できるだけ長期間とする。
 - (2)3病院の合計の医業利益のマイナスは、指定管理開始後、一定年限、例えば10年15年を目標にして、最終的にはゼロにしていくことを目標とする。
 - (3)長浜市と日本赤十字社との間で締結する指定管理者制度についての基本協定、各種協約に、へき地医療の継続をはじめとした公的医療政策の継続を書き込む。
 - (4)指定管理者制度に関する市の財政負担については、長浜市の先行事例である横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者制度に関する協定等を参考とし、国の地方財政措置及び地域医療構想実現のための補助制度を最大限活用する。
- 11 指定管理者制度による運営の実施は、経営統合、診療科の再編等を伴うため、混乱を避けるべく、概ね3年から5年の時間をかけて行うこととする。

第6 議員の皆さん、職員の皆さん、そして市民の皆さんへ

- 1 今回の方針決定は、30年後、50年後の長浜、湖北の医療に関係するものです。私たちの世代だけでなく、子ども、孫の世代にも長浜の素晴らしい医療が提供できる体制が必要です。その実現のためには、長浜に関係している医療関係機関すべてが協力することが必要であり、医療水準の低下や財政の悪化などを招くものではあってはなりません。議員の皆さんとは、2元代表制の元で、真摯な議論を積み重ねたいと思います。方針表明したからには、従前に比べて具体的な事柄もより議論が可能となります。ただ、ことは市民の生命や健康に関わる事柄であり、基本的なところでは一体となって病院再編を進めていきたいと思っています。ぜひともご理解ご協力をいただきたいと思っています。
- 2 また、長浜で医療を担ってきた現状の3病院と、その医療従事者に対して、市民を代表して最大限の敬意を払いたいと思います。ありがとうございます。そして、3病院職員の皆さんには、新しい病院体制に移る準備をしていただくことで、ご負担をおかけしますが、故郷として、又は職場所在地として、ご縁の深い長浜市の医療を守るため、ご協力を心からお願いいたします。労働条件等の不安については、日本赤十字社との交渉で、できるだけ不安を解消できるよう最大限の努力をすることをお約束します。市民の健康や命を守ろうと今の職業を選ばれた尊いお気持ちを今後とも大事にさせていただいて、長浜の地に新たにマグネット病院群を創ることに一緒に取り組んでいただきたいと心よりお願いいたします。
- 3 市民の皆さんには、私たちの命や健康を守ってくれている3病院の職員の皆さんの病院再編における労苦をご理解いただき、地域医療を守るため円滑な協議が実現するよう応援をしていただければと思います。
市としては、市民の皆さんの不安解消のために最大限努め、長浜市財政に過度の影響を及ぼすことなく、また将来の長浜市民の負担を増やすことのない病院再編を実現したいと思っています。ぜひとも今回の方針についてご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

6. おわりに

全3回の本部会開催を通じて、部会設置要綱に定める所掌事務のうち「課題及び論点の整理」については協議項目として整理した。一方で、経営面にかかる議論の深堀りには、病床数や財政面の基本的な条件等を決めていくことが必要であるとの結論に達した。

このため、今後まずは基本となる条件整理を行うべく、引き続き関係者による協議を継続するとともに、現状分析や将来推計等、病院再編を取り巻く諸々の条件を「湖北圏域病院再編事業支援業務」受託者(コンサル事業者)の支援を受け整理することとした。こうした分析データによる裏付けをしながら、財政的にも実現性がある持続可能な病院再編像を明確にした上で協議をすることで、当該議論のさらなる進展と病院再編に対する市民理解の促進が期待されとの認識に至った。

【部会における協議のポイント】

- 設置要綱に定める所掌事務のうち、経営面の課題と論点整理について「協議項目」としてまとめた。
- 協議項目について今後検討を進めるための基本的な考え方として、下記の通り「協議方針」を定めた。
 - (1)原則として、長浜市の求める条件を基準に、日本赤十字社の制度に照らし、調整が必要な事項を確認する。
 - (2)長浜市の制度、事業で承継する事項を確認する。
 - (3)指定管理者制度移行後も現在のサービスを維持するとともに、過度な財政負担が生じないようにするために考慮すべきことを確認する。
- 協議方針に基づき、まず職員の身分等に関する協議項目について情報交換を行い、病院間の比較検討を開始した。作業的な検討や議論が部会本来の役割であり、こうした作業やデータ作成を今後も引き続き積み重ねていくことが議論を進展させる必要条件であると認識した。
- 長浜市病院事業の経営形態については、様々な意見があることから、令和6年度長浜市委託事業「湖北圏域病院再編事業支援業務」の受託者を交え、緻密なデータ分析の蓄積に基づいて、財政的にも実現性がある病院再編が必要であるとした。

議事概要

<第1回>

日時 令和6(2024)年4月15日(月)16:15～17:15

場所 長浜市役所3階3Bコミュニティルーム(一部web対応)

出席 松宮委員、中川委員、且本委員、塩見委員、菅委員(web)、永福委員

1. 自己紹介

2. 議事概要

部会長は、委員の互選によって松宮委員が選出された。

次に、部会設置要綱(案)について承認された。

続いて、当部会にて協議する論点について、現状や想定される課題を整理し、その課題に対しどのような取り組み方針とするかをとりまとめていくことが確認された。

最後に、議事概要は随時公開するとともに、詳細は部会の案がまとまった段階で公開する方針とされた。

<第2回>

日時 令和6(2024)年5月21日(火)15:00～16:28

場所 長浜市役所3階3Bコミュニティルーム(一部web対応)

出席 松宮委員、中川委員、且本委員、塩見委員、菅委員、永福委員

1. 部会長あいさつ

2. 経過報告

直近の出来事として、病院再編支援業務委託 公募型プロポーザルの進捗状況、副市長2名体制案の提示、特別委員会の設置および概要について経過報告を行った。

3. 議事概要

協議方針(案)について議論を行い、軽微な文言修正や追記の意見があり、発言通り修正した後、当該資料を公開資料として取り扱うことに合意した。

<第3回>

日時 令和6年6月11日(火)10:23～11:53

場所 長浜市役所 5 階 5A 会議室(一部web対応)

出席 松宮委員、中川委員、且本委員、塩見委員(web)、菅委員(web)、永福委員

1. 部会長あいさつ

2. 経過報告

6月20日開催の地域医療再編特別委員会に報告予定の案件の概要について、報告を行った。

3. 議事概要

6月20日開催の第2回湖北圏域病院運営検討会議に報告する経営面にかかる検討部会報告書(案)について協議を行った。併せて、当部会設置要綱に定める所掌事務のうち「課題と論点の整理」については、概ね協議を進めることができたものと、全3回の部会を総括した。

また、長浜市と日本赤十字社の給与制度や水準の比較、出向のあり方等の事務的作業をすでに開始しており、徐々にではあるが情報整理とデータ蓄積が進められた。

今後、経営面にかかる議論の深掘りには、病床数や財政面の基本的な条件等を決めていくことが必要であり、現状分析や将来推計等、病院再編を取り巻く諸々の条件を「湖北圏域病院再編事業支援業務」受託者(コンサル事業者)の支援を受け整理していくこととした。こうした分析データによる裏付けをしながら、財政的にも実現性がある持続可能な病院再編像を明確にした上で協議を進めることで、当該議論のさらなる進展と病院再編に対する市民理解の促進が期待されるとの認識に至った。